



保 管 依 頼 書

年 月 日

八 王 子 市 長 殿

下記の買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで八王子市に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に下記買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、八王子市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第 _____ 号

住所・所在地 _____

氏名・名称 _____ ⑩

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

注 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。

保管できる期間は、買受代金納付期限から 1 ヶ月間です。